

全数届出の見直しに向けた道の対応について

全数届出の見直しについて、道として「全国統一的な取扱いが必要である」との考え方を示してきたところ。こうした中、全国一律で9月26日から適用されることとなったことから、道では、次の3つの観点のもと具体的課題とその対応方向を整理し、保健所設置市や関係団体とも情報共有しながら、必要な取組を進めていくこととする。

※全数届出の見直し

○オミクロン株の特性を踏まえ、重症化リスクの高い方を守るため、感染症法に基づく医師の届け出（発生届）の対象を4類型に限定

【4類型】①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ、治療薬又は酸素投与が必要な者、④妊婦

○全数届出の見直し後も、システムを整え、届出対象外の方も含めて、感染者の総数は引き続き把握

■3つの観点

①自宅療養される方が安心して過ごせるための環境を整備、②必要な方を適切に医療に繋ぐ、③医療機関や保健所の負担を軽減

■具体的課題と対応方向

具体的課題	国の考え方と対応方向	道の考え方と対応方向	備考
(1) 健康観察や物資支援のあり方	・抗原定性検査キットのOTC化 ・健康フォローアップセンターの全都道府県での整備 ・必要に応じ宿泊療養や配食等の支援を実施	○陽性者登録センターを全26道立保健所管内に拡大（9/13～） ○健康相談機能を備えた陽性者健康サポートセンターを新たに整備（9/22開設、準備を整え9/26運用開始） ⇒国が求める健康フォローアップセンターの機能として、上記の患者支援等の機能を統括し一体的に運営（9/26～）※別紙1・2参照 ○生活支援物資（自宅療養セット）の配付、宿泊療養の調整も併せて実施	観点 ① ② 関係
(2) 陽性者数の効率的な報告方法	・HER-SYSを改修し9月26日から運用開始 ・医療機関等向け説明会の開催	○HER-SYSの改修により医療機関や保健所の負担増を招くことなく対応可 ⇒国主催の操作説明会への参加を促し、円滑な移行に配慮	③ 関係
(3) 療養証明書の取扱い	・療養証明書は発行しない	○保健所の負担は軽減、一方で道民の皆様への周知が必要 ⇒発生届の対象者にMy HER-SYSの証明の活用を促すなど、医療機関の負担軽減にも配慮しつつ、道民に丁寧に周知	③ 関係
(4) 道民の皆様への周知	_____	○円滑な移行には道民の皆様のご理解とご協力が必要 ⇒様々な媒体を活用し、広く道民に周知	—

※患者情報の公表について（検討の考え方）

○見直し後の患者情報の公表に当たっては、現在、発生届の対象の限定に伴う国の具体的な取扱いが示されていないものの、道としては、これまでの公表方法の見直しの考え方や経緯とともに、国の動向等も踏まえつつ、把握可能なデータの中で、できるだけ地域の感染状況が把握でき、感染拡大防止に繋がるよう、今後、具体的な見直しを検討する。併せて、レベル分類については、国に対し新たな考え方を示すよう求めており、示されるまでの間は、公表しなくなった指標を除いて運用する。

国の通知では、全数届出の見直しを全国一律で行う**9月26日**時点での設置が前提

「健康フォローアップセンター機能」

4類型
非該当

(医療機関受診
なし (自主検
査で陽性疑))

4類型
非該当

(医療機関受診
又は登録セン
ターで判定)

希望する
陽性者

希望する
陽性者

【陽性者登録センター】**9/13運用開始 (全道に拡大)**

- ①申出によりキットを配付（自身で確保したキットも可）
- ②自主検査の結果、陽性疑いの場合に申請 ⇒ 陽性判定

8/23～道直営 (試行) ⇒ 9/13～民間委託 (全地域)

9/13～25の
間は、陽性判定
後、発生届作成

9/26からは、
サポートセン
ターを案内

9/22開設、9/26運用開始

【陽性者健康サポートセンター】

自主療養者からの体調悪化時等の相談に応じる (24時間)

民間委託 (全地域)

困難事例や医療
調整等、必要に
応じ、保健所と
調整

一體的
サービス

【自宅療養セットの提供】

申し出があった者への自宅療養セットの申請受付、配送

民間委託 (全地域)

9/9～電子申請
及びコールセン
ター開始

【宿泊療養の調整・提供】

申し出があった者への宿泊療養施設入所調整、移送調整

民間委託 (全地域)

調整中

- 9/26～電子申請
開始予定
- 9/30～コールセ
ンター開始予定

軽症患者等への支援の流れについて

別紙②

発熱等の症状がある方

